

静岡県立総合病院 床頭台システム設置運営事業仕様書

1. 病院の概要

- 1 施設名 地方独立行政法人 静岡県立病院機構 静岡県立総合病院
- 2 所在地 静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号
- 3 病院規模 病床数 720床
(一般病床 620床、結核病床 100床 (病床利用率 81.7% (平成25年度実績)))
- 4 敷地面積 49,251 m²
- 5 建築面積 12,676 m²
- 6 延床面積 61,239 m²
- 7 入院患者数 588人/日 (平成25年度実績)

2. 設置物件

(1) テレビ付床頭台システム

タイプ	セット数	内訳
A-1	541	床頭台 (一般病室用)、テレビ、冷蔵庫、カードタイマー、ロッカー
A-2	14	床頭台 (一般病室用)、テレビ、冷蔵庫、カードタイマー
B-1	3	床頭台 (一般病室用)、テレビ、カードタイマー、ロッカー
B-2	18	床頭台 (一般病室用)、テレビ、カードタイマー
C-1	37	床頭台 (一般病室用)、テレビ、冷蔵庫、ロッカー
C-2	3	床頭台 (一般病室用)、テレビ、冷蔵庫
D	7	床頭台 (一般病室用)、テレビ、ロッカー
E	27	床頭台 (特別個室用)、テレビ

- (2) カード販売機 6台
- (3) カード精算機 2台
- (4) イヤホン販売機 5台
- (5) 院内放送用ディスプレイ 7台

3. 設置場所

(1) 床頭台システムの配置数 下表のとおり

(単位：台)

設置場所	床頭台 セットA-1	床頭台 セットA-2	床頭台 セットB-1	床頭台 セットB-2	床頭台 セットC-1	床頭台 セットC-2	床頭台 セットD	床頭台 セットE	計
1G		4							4
3A				12					12
3B	36				1				37
3D	34	4			2				40
3E	28				8	3		3	42
3G				6					6
4A	40				4				44
4B	43				4				47
4D	33	6					1		40
4E	22				9			3	34
4G	40							7	47
5A	42				4				46
5B	42				4				46
5E	11		3					5	19
5G	42							7	49
6B	50								50
6C	48				1				49
6D	30						6	2	38
合計	541	14	3	18	37	3	7	27	650

- (2) カード販売機 本館 1 階及び 3 階から 6 階 各 1 台 (6 階は 2 台) 計 6 台
- (3) カード精算機 本館 1 階 2 台
- (4) イヤホン販売機 本館 3 階から 6 階 各 1 台 (6 階は 2 台) 計 5 台
- (5) 院内放送用ディスプレイ 本館 1 階及び 2 階 計 7 台

※設置台数等については、運用方針の変更などにより若干の増減の可能性があります。

4. 事業実施期間及び契約等について (設置の予定期間)

(1) 実施期間

平成 26 年 9 月 1 日～平成 32 年 8 月 31 日まで (契約期間 6 年)

(2) 契約等

病院と運営事業者との間で別途、本事業実施に関する契約を締結します。なお、契約の更新はありません。ただし、契約期間満了後の新たな運営事業者募集への応募は可能です。

5. 経費負担に関する条件について

運営事業者は下記の費用を負担してください。

(1) 固定資産貸付料

- ・運営事業に係る使用面積について、固定資産貸付料を支払うこと。
- ・固定資産貸付額は、下記のとおりとします。

○床頭台等設置 (使用面積: 提案による) 1 m²あたり 約 16,300 円/年

○常駐場所及び床頭台予備保管庫 32.54 m² 約 399,700 円/年

(平成 26 年 5 月現在の価額であるため、契約時には再度計算します。)

※固定資産貸付料は、年度毎に年度当初に請求します。

※固定資産貸付料は建物経年残価率及び土地評価額が毎年更新されるため、金額は毎年更新されます。

(2) 付加貸付料

- ・運営事業者が提案する一定の率をカード売上実績額 (税込・精算金を控除した額) に乗じた額を支払うこと。

※付加貸付料は、四半期毎に請求します。

(3) 電気使用料

- ・テレビ・カードタイマー・冷蔵庫・カード販売機・カード精算機について、提案書により電気使用料を算定し、消費電力相当の電気料金を病院へ支払うこと。
- ・電気使用料試算＝提案書による

※電気使用料は、1 月毎に請求します。

(4) 設備等の必要経費

設置運営にあたっての必要経費は、下記を含め、すべて運営事業者の負担とする。

(ア) NHK 受信料及び BS 放送受信料に係る経費

- (イ) 設置に係る費用、清掃、保守等に要する費用（廃棄物の処理費用を含む）
- (ウ) 提案する機器全般の修理費用
- (エ) 電話回線及び通話料金など契約に係る費用
- (オ) 院内放送の放映に必要な設備整備の費用
- (カ) 契約終了に伴う機器の撤去、原状回復に係る費用（廃棄物の処理費用、カード未利用分精算対応を含む）
- (キ) その他必要な経費

6. 設置物件の仕様条件について

(1) 保守管理・清掃等

- ① 予備の床頭台を用意するなど、苦情対応や故障対応に迅速な対応ができるようにすること。
- ② 床頭台の定期的な保守、清掃及び利用者の入退院時の速やかな清掃に対応すること。

(2) 機器ごとの要求水準

床頭台設置運営事業に係る設備は、すべて新品を使用し、課金対象の設備についてはすべて同一のプリペイドカードで可以使用することとする。また、設置機器等へ運営事業者の情報等を記載すること。

ア 床頭台（一般病室用）

- ① 角に丸みを持たせる等、安全面に十分配慮されていること。
- ② 高齢者でも操作しやすく、耐震性に優れ、危険防止作用（ストッパーなど）が備わっていること。
- ③ 収納スペースが十分に確保されていること。
- ④ 寸法は、ベッド周辺での医療行為に支障がないよう配慮したものであること。外形寸法は概ね幅 500mm、奥行き 500mm、高さ 1300mm 以内が望ましい。ただし、選定後の打ち合わせにより変更もあることとする。
- ⑤ セーフティボックス、スライドテーブル、引き出し（2 段以上であり、引き抜けない構造であること）及びタオル掛け（左右側面・埋め込み式とする）が備わっていること。
- ⑥ 天面があること（上部を棚として使用できるよう耐荷重性があること）。
- ⑦ 19 型以上のテレビ、冷蔵庫、カードタイマーの設置が可能なこと。機器からはみ出さないこと。
- ⑧ 移動可能とし、ストッパーで固定できるキャスター付きであって、移動時の静粛性に配慮されていること。
- ⑨ 移動時の支障とならないよう、電源ケーブル、テレビのアンテナ線の収納に配慮していること。
- ⑩ 色調は木目で部屋の色調とあっていること。
- ⑪ 耐熱、耐薬品、耐水及び耐久性、抗菌性に優れていること。
- ⑫ 感染対策のため清掃が容易であること。
- ⑬ 有害物質（ホルムアルデヒド等）を含まないこと。

イ 床頭台（特別個室用）

- ① 寸法は、ベッド周辺での医療行為に支障がないよう配慮したものであること。外形寸法は概ね幅 800mm、奥行き 500mm、高さ 1300mm 以内が望ましい。ただし、選定後の打ち合わせにより変更も

あることとする。

- ② セーフティボックス、引き出し（２段以上であり、引き抜けない構造であること）及びタオル掛け（左右側面・埋め込み式とする）が備わっていること。
- ③ 32 型以上のテレビの設置が可能なこと。機器からはみ出さないこと。
- ④ 移動可能とし、ストッパーで固定できるキャスター付きであって、移動時の静粛性に配慮されていること。
- ⑤ ア 床頭台（一般病室用）の①～③及び⑨～⑬までを満たしていること。

ウ テレビ

- ① 床頭台に固定式とし、アーム等で画面角度の可変が容易に調節可能であること。テレビを使用しないとき等にスペースが有効活用できるよう配慮されていること。
- ② 19 型以上の液晶テレビとすること。ただし、タイプ E については、32 型以上の液晶テレビとする。
- ③ 国内での床頭台設置実績のある、信頼のおけるメーカー製の新品とすること。
- ④ 地上波デジタルチューナー、BS デジタルチューナー内蔵であること。
- ⑤ 無料放送 1 チャンネル（院内放送）を視聴可能とすること。
- ⑥ ワイヤレスリモコン付きとし、多床室で他のテレビと干渉しないようにすること。また、破損時や紛失時における交換や乾電池の補給を無償で行うこと。
- ⑦ 高齢者や安静状態の患者でも、安全で無理なく操作ができること。
- ⑧ イヤホンによる視聴が可能なこと（別売りのイヤホンでも視聴が可能なこと）。
- ⑨ プリペイドカードで利用でき、カードタイマーで課金できること。
- ⑩ 利用料金は 1,000 円（税込）あたり 1,200 分以上とすること。ただし、無課金タイプにも対応できるものとする。

エ 冷蔵庫

- ① テレビと同一のプリペイドカードで利用できること。
- ② 20L 以上の容量があり、床頭台に内蔵できること。
- ③ 庫内にはおいがつきにくい加工、又は素材であること。
- ④ 冷蔵庫の中が見やすく、取り出しが容易であること。
- ⑤ 清掃・消毒が容易な構造であること。
- ⑥ 無音、無振動であること。

オ カードタイマー（課金装置）

- ① タイプ A、B についてはカードタイマーを設置すること。なお、床頭台内蔵式とする。
- ② カード残高の表示は、残金額または残り時間を表示すること。
- ③ テレビ・冷蔵庫それぞれでカード残高が確認できること。

カ セーフティボックス（鍵付貴重品保管庫）

- ① 使用料金は無料とすること。

- ② 床頭台の引き出しに組み込まれ（固定）、長財布等も十分入る容量があること。
- ③ 鍵はカード式で複雑な操作がなく、高齢者にも無理なく利用できること。
- ④ 鍵の紛失時における鍵の交換が容易であること。また、鍵の交換は無償で行うこと。
- ⑤ 鍵の閉じ込み（インロック）防止策が講じられていること。
- ⑥ 盗難防止機能に配慮されていること。また、メーカーによる盗難補償が付されていること。

キ 収納ロッカー

- ① 床頭台と同素材かつ同柄とすること。
- ② 外形寸法は概ね幅 400mm、奥行き 500mm、高さ 1300mm 以内が望ましい。ただし、選定後の打ち合わせにより変更もあることとする。
- ③ 移動用キャスター及びストッパー付きのものであること。（床頭台と同等のもの）
- ④ 床頭台と左右どちらでも一体型にできるものとする。また、容易に左右の取付け位置変更をできること。開閉は両開きとする。
- ⑤ 劣化や軽微な振動で扉が半開きにならないこと。
- ⑥ 引き出し等の段数は、業者提案とするが、コート類がかけられるような構造を備えること。

ク カード販売機

- ① カードは 1 枚 1,000 円（税込）とし、当院のみに使用でき他では使用できないこと。
- ② 車椅子利用者に配慮した高さとし、盗難防止対策や転倒防止対策がなされていること（盗難等の被害はすべて事業者が責を負うこと）。
- ③ 運営事業者の連絡先（社名、所在地、電話番号等）を明記すること。

ケ カード精算機

- ① 車椅子利用者に配慮した高さとし、盗難防止対策や転倒防止対策がなされていること（盗難等の被害はすべて事業者が責を負うこと）
- ② 精算手数料を徴しないものとし、10 円単位での払い戻しが可能であること。また、当院のみで精算でき他では精算できないこと。
- ③ カードの未利用分の返還については責任を持って対応すること。
- ④ 運営事業者の連絡先（社名、所在地、電話番号等）を明記すること。

コ イヤホン販売機

- ① 汎用性があり、かつ床頭台使用時に使いやすいイヤホンを販売すること。
- ② 車椅子利用者に配慮した高さとし、盗難防止対策や転倒防止対策がなされていること（盗難等の被害はすべて事業者が責を負うこと）。
- ③ 運営事業者の連絡先（社名、所在地、電話番号等）を明記すること。

サ 院内放送用ディスプレイ

- ① 無料で院内案内放送（病院指定）が放送できること。

- ② 42 型以上のディスプレイとし、国内における配置実績のある、信頼のおけるメーカー製の新品であること。

7. 院内放送設備について

- ・無料で院内案内放送（病院指定）を提供できる設備を整えること。
- ・院内案内放送は、病棟に配置するテレビ及び院内放送用ディスプレイへ放送を行うこと。

8. 保守管理・メンテナンスに関する条件について

- （1）床頭台の設置運営事業に係る設備は、常に正常かつ清潔な状態に保つこととし、故障時等には迅速に対応ができる体制を整備すること。
- （2）設置物件の日常的な保守管理と運用に関する業務に対応するため、担当職員 3 名以上を常駐させ、遅滞なくこれにあたらせること。また、少なくとも、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までは常駐し、次の業務を行うものとする。
 - ① 設置物件の簡易な修繕や取り換え、定期的な巡回点検・清掃等維持管理に係る一切の業務
 - ② 床頭台システムの定期的な保守、清掃及び利用者の入退院時の速やかな清掃
 - ③ 床頭台システム使用方法等の患者等への説明の補助及び苦情、故障等トラブルへの対応
 - ④ 床頭台システムの病室等への移動（収納ロッカーの組み換え等含む）
 - ⑤ 回収した床頭台システムの点検・整備・清掃
- （3）常駐時間外（土日祝日含む）の故障及びトラブルについても、早急な対応ができる体制を整備すること。
- （4）設置物件については、運営事業者の負担・責任において、破損、盗難等の事故に対する保険を付すこと。
- （5）設置物件に対するトラブル・苦情等については、すべて運営事業者の責任において解決すること。
- （6）設置物件について、常に利用者の意見を聴取しサービス向上に努めること。
- （7）病院の過失による場合を除き、設備の破損、紛失、盗難については運営事業者が責任を負うこと。
- （8）本業務において病院に損害を与えた場合には、速やかに賠償すること。
- （9）契約期間終了もしくは契約が解除された場合には、速やかに原状回復を図ること。

9. その他の条件について

- （1）売上実績額等、当院が求める定期報告を行うこと。
- （2）常駐する職員には病院内の業務であることを自覚させ、清潔感ある身なりで業務にあたるとともに、利用者に対しいやしのある対応に努めること。
- （3）事業撤退の際は、次の運営事業者へ責任をもって引き継ぐこと。
- （4）その他、当院から指示のある場合は、速やかに報告または対応を図ること。また、本仕様書に定めのない事項に関し疑義があるときや記載内容の変更が生じた場合には、誠意をもって協議のうえ決定すること。